

【件名】エアコン購入費助成事業について

【要旨】

経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、または設置しているが故障等により使用ができない生活保護世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を助成することで、生活環境の改善を図り、夏季における熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。

1 事業の概要

(1) 対象世帯

- 以下のすべての要件を満たす世帯を対象とする。
- ア 区内在住者を構成員とする世帯であること。
  - イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯であること。
  - ウ 自宅にエアコンがない世帯又は故障により自宅に使用できるエアコンがない世帯であること。
  - エ 生活保護法実施要領に基づく冷房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯であること。

(2) 対象機器

壁又は窓に固定して設置する新品のエアコンであること。

なお、区が指定する省エネ性能基準を満たす製品以上のエアコンとする。

(3) 助成金の限度額

1世帯につき1台を1回限りとし、10万円を限度とする。

2 実施期間

令和8(2026)年4月から令和11(2029)年3月までの3か年度